

一般業務委託契約におけるスライド制度マニュアル

令和7年12月25日

本マニュアルは、一般業務委託契約（工事関係業務委託を除く。以下同じ。）に関し、業務従事者の賃金水準となる最低賃金及び建築保全業務労務単価（以下「労務単価」という。）の変動に伴う契約金額の変更に係る制度（以下「スライド制度」という。）について、契約金額の変更額（以下「スライド額」という。）の算出方法及び委託者と受託者間における契約変更の手順等に係る取扱いを示したものである。

1 制度概要

本スライド制度は、一般業務委託契約の締結後において、賃金水準となる労務単価が一定以上変動した場合に、委託者又は受託者の申出により契約金額の変更を請求できる制度である。

2 適用業務等

(1) 適用業務

一般業務委託契約のうち人件費が含まれる契約について適用する。ただし、第3項第2号で定める基準日以降、履行期間終了日までの期間（未履行期間）が2か月以上ある契約に限る。

(2) 適用条件

賃金水準となる労務単価を基に算出した変動額が8で定める受託者負担分を超えていること。

なお、受託者の負担割合については宇城市公共工事請負契約約款（平成17年宇城市告示第21号）第26条第6項（インフレスライド条項）運用マニュアルに準拠し100分の1（1%）とする。

(3) 適用開始時期

令和8年1月1日以降に未履行期間が2か月以上ある契約から適用する。

3 請求日、基準日

(1) 請求日

委託者が、受託者からの契約金額の変更協議（以下「スライド協議」という。）の請求を受理した日（委託者が請求する場合にあっては、受託者が当該請求を受領したことを確認できた日）とする。

(2) 基準日

請求日とすることを基本とするが、請求日から14日以内の範囲で定めることも可とする。履行開始日から基準日の前日までの期間（以下、「履行済期間」という。）の確定及びスライド額の算出は、基準日を基に行う。

【例 R7.4.1～R10.3.31 の複数年契約の場合】

履行開始日	請求日（基準日）	履行期間終了日
R7.4.1	R8.4.1	R10.3.31
履行済期間		未履行期間

4 賃金水準

未履行期間における労務単価をいう。

5 スライド協議の請求、再スライド

(1) スライド協議の請求

委託者又は受託者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととする。

また、基準日設定後に新たに賃金水準が変更され、かつ未履行期間が新たな基準日から2か月以上ある場合には、その都度スライド協議の請求をすることができる。

なお、直近の賃金水準の変更から次の賃金水準の変更の間における委託者又は受託者からのスライド協議の請求は、1回を基本とする。

(2) 再スライド

スライド協議を複数回行う場合（以下「再スライド」という。）、各基準日における契約金額には、それまでに実施したスライド額を含むものとする。

6 スライドの対象

未履行期間に相当する契約金額をスライド額算定の対象とする。基準日等の通知の際に未履行期間を明示し、委託者と受託者で認識を共有する。

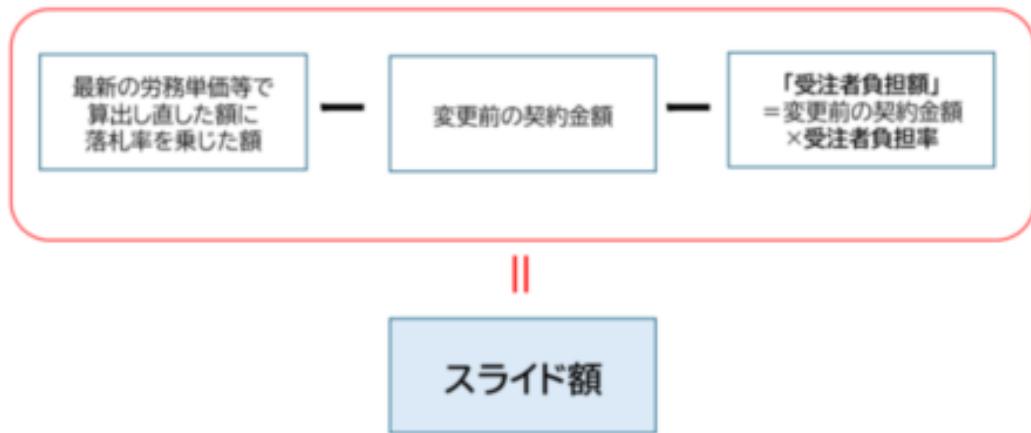
7 本制度に基づき契約変更を行う場合の留意点

- (1) 変動後の価格を算定する際に用いる労務単価については、委託者が設計時に使用している労務単価の基準日における価格を基礎とする。
- (2) 予定価格算出時に専門業者からの見積り（一部見積りを含む。）を採用している場合、類似業務の賃金水準の変動率により算定することができる。
- (3) 委託者が労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受託者に求める場合は、公表資料（労務単価の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受託者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重するとともに、前2号により妥当性を確認する。

8 スライド額の算出方法

スライド額は、基準日時点の未履行期間について、次式により算出する。

スライド額の算出(増額)イメージ図



スライド額の算出式

$$S_1 = (X_2 - X_1 - (X_1 \times P)) \quad \text{ただし } (X_2 - X_1) > (X_1 \times P)$$

S_1 = スライド額（委託者の負担額）（税別）

X_1 = 変更前の残契約金額（税別）

X_2 = 変更後（基準日）の労務単価等で算出した X_1 に相当する額（1円未満切捨て）

$$= \alpha \times \beta$$

α = 落札率（小数第7位切上げ）

β = 変更後の単価に基づく残設計額（税別）

P = 受託者負担率 = 100分の1 (1%)

9 スライドの適用に関する事務手続き（別紙事務手続きフロー参照）

- (1) 委託者は、受託者の意見を聴いてスライド額協議日を定め、第5項第1号のスライド請求日から7日以内にスライド額協議開始日を受託者に書面により通知する。
- (2) 委託者は、スライド額協議開始日から14日以内に受託者に対し書面によりスライド額の算出結果を通知する。

なお、当該期日内に通知が困難な場合、その旨を受託者に報告して、通知期限を別途受託者と協議し定めた上で、当該期限内に通知する。